

第7章

資料編

第7章 資料編

Ⅰ 相馬市・新地町地域自立支援協議会設置要綱

令和5年2月9日告示第3号

改正 令和5年3月31日告示第40号

(目的)

第一条 相馬市及び新地町(以下「構成市町」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十九条の三第一項の規定に基づき、関係機関が相互に連携し、地域における障がい者への支援体制の整備を図るため、相馬市・新地町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を共同で設置する。

(所掌事務)

第二条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 法第七十七条第一項第三号に規定する事業(以下「相談支援事業」という。)の中立性及び公平性の確保に関する事項
 - 二 困難事例への対応に関する事項
 - 三 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
 - 四 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
 - 五 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第三項に規定する障がい者計画、法第八十八条第一項に規定する障がい福祉計画及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二十第一項に規定する障がい児福祉計画の策定及び進捗管理に関する事項
 - 六 その他構成市町の長が必要と認める事項
- 2 協議会は、前項に掲げる事項についての協議のほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、地域における障がいを理由とする差別の解消に向けた協議を行うものとする。

(組織等)

第三条 協議会は、委員三十人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、相馬市長が委嘱する。

- 一 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者
- 二 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者又は法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者
- 三 児童福祉法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設の設置者
- 四 児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者
- 五 障がい者の保健、医療及び福祉に関する事業者
- 六 教育関係者
- 七 雇用関係者

八 障がい者

九 障がい者団体等の代表者

十 関係行政機関の職員

十一 前各号に掲げる者のほか、構成市町の長が必要と認める者
(任期)

第四条 委員の任期は、四年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第六条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、相馬市長が招集し、会長が選任されるまでの間、相馬市長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議)

第七条 協議会に、当該協議会の運営に係る調整、提案等を行うため、運営会議を置く。

2 運営会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

一 協議会の会長

二 協議会の副会長

三 構成市町から相談支援事業の委託を受けた事業者

四 相談支援事業に関する広域的支援を行うため都道府県に配置されたアドバイザー

五 法第七十七条の二第四項に規定する基幹相談支援センターの代表者

六 次条第三項に規定する専門部会の部会長

七 前各号に掲げる者のほか、構成市町の長が必要と認める者

3 運営会議の議長は、協議会の会長をもってこれに充てる。

(専門部会)

第八条 協議会に、特定の事項を調査及び検討させるため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員(以下「部会員」という。)は、協議会の委員、関係機関から推薦された者等で構成する。

3 専門部会に、部会長を置き、部会長は部会員の互選により選任する。

4 専門部会の名称、人数等に関する事項は、部会長が協議会に諮って定めるものとする。

(秘密の保持)

第九条 協議会の委員、運営会議の委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(負担金)

第十条 協議会の運営等に要する経費に充てるための構成市町の負担金の額は、構成市町の長の協議により決定するものとする。

2 前項の規定による負担金の納入の時期は、構成市町の長が協議して定めるものとする。

(予算の執行)

第十一条 協議会の運営等に要する経費は、相馬市の歳入歳出予算の定めるところにより執行するものとする。

2 相馬市長は、各年度の出納閉鎖後速やかに、予算の執行状況を新地町長に通知するものとする。

(負担金の精算)

第十二条 相馬市長は、各年度において協議会の運営等に要する経費の予算に残額が生じた場合においては、新地町の負担金の額を翌年度において精算することができるものとする。

(庶務)

第十三条 協議会の庶務は、相馬市保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第十四条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、構成市町の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第四条の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて委嘱された委員の任期は、令和八年五月三十一日までとする。

(相馬市障がい福祉計画策定委員会設置要綱等の廃止)

3 次に掲げる要綱は、廃止する。

一 相馬市障がい福祉計画策定委員会設置要綱(平成十九年相馬市告示第五号)

二 相馬市障がい福祉計画等策定調整会議設置要綱(平成二十六年相馬市告示第三十九号)

三 相馬市地域自立支援協議会設置要綱(平成二十六年相馬市告示第六十三号)

附 則

この要綱は、令和五年四月一日から施行する。

2 相馬市・新地町地域自立支援協議会委員名簿

(1) 全体会

令和6年1月1日現在

区分	所属	氏名	備考
相談支援事業者	(一社)ひまわりの家 相談支援事業所陽だまり	加藤 由香	
相談支援事業者	(社福)相馬市社会福祉協議会 そうま障がい者相談支援センター	大槻 俊一	
相談支援事業者	(特非)相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会 相談支援事業所なごみ CLUB	金澤 幸絵	
相談支援事業者	(社福)相双記念会 相談支援事業所すずらん	瀬庭 由美子	
相談支援事業者	(医社)メンタルクリニックなごみ ウィル生活・相談支援センター	吉田 由樹	
相談支援事業者	(社福)福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所	荒 潤正	権利擁護部 会長
相談支援事業者	相馬地方基幹相談支援センター拓	須藤 康宏	会長/地域 包括ケア検 討部会長
相談支援事業者	相馬地方基幹相談支援センター拓	伏見 香代	
障がい福祉サー ビス事業者	(社福)相双記念会 障害者支援施設ふきのとう苑	宮田 恵子	
障がい福祉サー ビス事業者	(社福)福島県福祉事業協会 そうま楽憩園	堀川 国芳	
障がい福祉サー ビス事業者	(社福)スマイルワーク 生活介護事業所スマイルエール	荒川 雄久	副会長
障がい福祉サー ビス事業者	(一社)ちゃれんじどさぼーと ゆうゆうクラブ	菅野 友美子	子ども支援 部会長
障がい福祉サー ビス事業者	(特非)みんなのしあわせプロジェクト 工房もくもく	佐藤 定広	就労支援部 会長
医療・保健関係 者	(株)クオリティーライフ リハビリ訪問看護ステーションつばさ	渡部 英晃	
教育関係者	福島県教育庁相双教育事務所	大和田 布佐子	
教育関係者	福島県立相馬支援学校	石垣 真樹子	
就業関係者	相双公共職業安定所相馬出張所	矢吹 夏菜	
就業関係者	福島県中小企業家同友会相双地区	立谷 憲一	

区分	所属	氏名	備考
就業関係者	(社福)福島県福祉事業協会 相双障害者就業・生活支援センター	山 本 博 幸	
就業関係者	福島県立テクノアカデミー浜	日 下 部 実 仁	
障がい者・障がい団体関係者	相馬市身体障がい者福祉会	佐 原 英 夫	
障がい者・障がい団体関係者	相馬手話サークル「でんでん虫」	佐々木 利恵子	
行政関係者	福島県相双保健福祉事務所	東 海 林 広 尚	
行政関係者	福島県浜児童相談所南相馬相談室	北 部 大 輔	
その他社会福祉団体等	相馬市民生児童委員協議会	建 藤 洋 悦	
その他社会福祉団体等	新地町民生委員協議会	荒 修	
その他社会福祉団体等	(社福)新地町社会福祉協議会	目 黒 莊 一	

(2) 運営会議

令和6年1月1日現在

区分	所属	氏名	備考
会長/地域包括ケア部会長	相馬地方基幹相談支援センター拓 (医社)メンタルクリニックなごみ	須 藤 康 宏	
副会長	(社福)スマイルワーク 生活介護事業所スマイルエール	荒 川 雄 久	
権利擁護部会長	(社福)福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所	荒 潤 正	
就労支援部会長	(特非)みんなのしあわせプロジェクト 工房もくもく	佐 藤 定 広	
子ども支援部会長	(一社)ちゃれんじどさぽーと ゆうゆうクラブ	菅 野 友 美 子	
相談支援事業者	(一社)ひまわりの家 相談支援事業所陽だまり	加 藤 由 香	
相談支援事業者	(社福)相馬市社会福祉協議会 そうま障がい者相談支援センター	大 槻 俊 一	
相談支援事業者	(特非)相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会 相談支援事業所なごみ CLUB	金 澤 幸 絵	

区分	所属	氏名	備考
相談支援事業者	相馬地方基幹相談支援センター拓	伏見香代	
相談支援事業者	(社福)相双記念会 相談支援事業所すずらん	瀬庭由美子	
相談支援事業者	(医社)メンタルクリニックなごみ ウィル生活・相談支援センター	吉田由樹	

(3) 権利擁護部会

令和6年1月1日現在

区分	所属	氏名	備考
相談支援事業者	(一社)ひまわりの家 相談支援事業所陽だまり	加藤由香	
相談支援事業者	(社福)相馬市社会福祉協議会 そうま障がい者相談支援センター	大槻俊一	
相談支援事業者	(社福)相双記念会 相談支援事業所すずらん	瀬庭由美子	
相談支援事業者	(社福)福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所	荒潤正	部会長
相談支援事業者	相馬地方基幹相談支援センター拓	伏見香代	
障がい福祉サービス事業者	(社福)相双記念会 障害者支援施設ふきのとう苑	宮田恵子	
医療・保健関係者	(株)クオリティーライフ リハビリ訪問看護ステーションつばさ	渡部英晃	
障がい者・障がい団体関係者	相馬市身体障がい者福祉会	佐原英夫	
障がい者・障がい団体関係者	視覚障がい当事者	荒賢一	
障がい者・障がい団体関係者	相馬聴覚障害者会	霜山清孝	
障がい者・障がい団体関係者	地域活動支援センターなごみ CLUB	阿部秀人	
障がい者・障がい団体関係者	相馬手話サークル「でんでん虫」	佐々木利恵子	
その他社会福祉団体等	相馬市民生児童委員協議会	建藤洋悦	
その他社会福祉団体等	相馬人権擁護委員協議会	菊地義広	

区分	所属	氏名	備考
その他社会福祉団体等	新地町民生委員協議会	荒 修	
その他社会福祉団体等	(社福)新地町社会福祉協議会	目 黒 莊 一	
行政関係者	福島県相双保健福祉事務所	志 賀 光 良	

(4) 就労支援部会

令和6年1月1日現在

区分	所属	氏名	備考
障がい福祉サービス事業者	(一社)ひまわりの家 ひまわりの家	漆 山 忍	
障がい福祉サービス事業者	(社福)スマイルワーク 就労支援事業所スマイルセンター	長 澤 正 幸	
障がい福祉サービス事業者	(特非)みんなのしあわせプロジェクト 工房もくもく	佐 藤 定 広	部会長
障がい福祉サービス事業者	(特非)ジパング ミッキーズハウス	佐 々 木 昭 直	
障がい福祉サービス事業者	(一社)ジパング アルファワークス	齊 藤 智 賀	
障がい福祉サービス事業者	ふくちゃん	岡 本 七 恵	
障がい福祉サービス事業者	フュージョンアグリ	須 永 聡	
教育関係者	福島県立相馬支援学校	奥 山 美 穂	
教育関係者	福島県立相馬支援学校	二 上 真 也	
就業関係者	相双公共職業安定所相馬出張所	矢 吹 夏 菜	
就業関係者	福島県立テクノアカデミー浜	日 下 部 実 仁	
就業関係者	福島県立テクノアカデミー浜	齊 藤 順 子	
就業関係者	福島県中小企業家同友会相双地区	立 谷 憲 一	
就業関係者	(社福)福島県福祉事業協会 相双障害者就業・生活支援センター	佐 藤 由 理 子	
相談支援事業者	相馬地方基幹相談支援センター拓	伏 見 香 代	

(5) 子ども支援部会

令和6年1月1日現在

区分	所属	氏名	備考
相談支援事業者	(社福)福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所	荒 潤 正	
相談支援事業者	(社福)相馬市社会福祉協議会 そうま障がい者相談支援センター	大 槻 俊 一	
相談支援事業者	(医社)メンタルクリニックなごみ 相馬地方基幹相談支援センター拓	金 澤 裕 美	
相談支援事業者	(一社)ひまわりの家 相談支援事業所陽だまり	加 藤 由 香	
相談支援事業者	(医社)メンタルクリニックなごみ ウィル生活・相談支援センター	吉 田 由 樹	
障がい福祉サービス事業者	(社福)福島県福祉事業協会 のびっこらんど相馬	鈴 木 典 子	
障がい福祉サービス事業者	(社福)福島県福祉事業協会 のびっこらんどキララ	大 塚 清 美	
障がい福祉サービス事業者	(一社)ちゃれんじどさぼーと ゆうゆうクラブ	菅 野 友 美 子	部会長
障がい福祉サービス事業者	(一社)ひまわりの家 共生型福祉施設どんぐり	長 瀬 秀 子	
障がい福祉サービス事業者	(一社)ジパング 共生型デイサービスセンターあじさい	草 野 瑛 弘	
保育関係者	(社福)報徳会 中村報徳保育園	高 原 和 枝	
医療・保健関係者	(株)クオリティーライフ リハビリ訪問看護ステーションつばさ	渡 部 英 晃	
行政関係者	福島県浜児童相談所南相馬相談室	北 部 大 輔	
教育関係者	福島県教育庁相双教育事務所	大和田 布佐子	
教育関係者	福島県立相馬支援学校	和 田 拓 也	
行政関係者	相馬市保健センター	渡 部 綾 香	
行政関係者	相馬市福祉事務所家庭児童相談室	大 槻 真 孝	
行政関係者	相馬市教育委員会学校教育課	青 田 雅 子	

区分	所属	氏名	備考
行政関係者	相馬市教育委員会学校教育課	渡 邊 義 人	
行政関係者	福島県相双保健福祉事務所	菅 野 理 絵	
行政関係者	相馬市こども家庭課	桑 折 克 弘	
行政関係者	相馬市社会福祉課 (障がい児巡回相談支援員)	加 賀 八 重 子	
行政関係者	新地町教育委員会	松 本 一 宏	

(6) 地域包括ケア検討部会

令和6年1月1日現在

区分	所属	氏名	備考
相談支援事業者	(社福)福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所	荒 潤 正	
相談支援事業者	(社福)相馬市社会福祉協議会 そうま障がい者相談支援センター	大 槻 俊 一	
相談支援事業者	(特非)相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会 相談支援事業所なごみ CLUB	金 澤 幸 絵	
相談支援事業者	相馬地方基幹相談支援センター拓	須 藤 康 宏	部会長
相談支援事業者	(一社)ひまわりの家 相談支援事業所陽だまり	加 藤 由 香	
相談支援事業者	(医社)メンタルクリニックなごみ ウィル生活・相談支援センター	吉 田 由 樹	
障がい福祉サービス事業者	(社福)相双記念会 障害者支援施設ふきのとう苑	宮 田 恵 子	
障がい福祉サービス事業者	(社福)福島県福祉事業協会 そうま楽憩園	堀 川 国 芳	
障がい福祉サービス事業者	(社福)スマイルワーク 生活介護事業所スマイルエール	荒 川 雄 久	
障がい福祉サービス事業者	共同生活援助グループホームふきのとう	横 山 恵	
障がい福祉サービス事業者	グループホームウィル	松 橋 美 紀 子	
障がい福祉サービス事業者	(医社)メンタルクリニックなごみ ウィル生活・相談支援センター	佐 藤 宏 明	
行政関係者	福島県相双保健福祉事務所	古 川 浩 愛	

(7) 計画策定ワーキンググループ

令和6年1月1日現在

区分	所属	氏名
会長/地域包括ケア検討部会長	相馬地方基幹相談支援センター拓 (医社)メンタルクリニックなごみ	須 藤 康 宏
副会長	(社福)スマイルワーク 生活介護事業所スマイルエール	荒 川 雄 久
権利擁護部会長	(社福)福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所	荒 潤 正
就労支援部会長	(特非)みんなのしあわせプロジェクト 工房もくもく	佐 藤 定 広
子ども支援部会長	(一社)ちゃれんじどさぽーと ゆうゆうクラブ	菅 野 友 美 子
相談支援事業者	(一社)ひまわりの家 相談支援事業所陽だまり	加 藤 由 香
相談支援事業者	(社福)相馬市社会福祉協議会 そうま障がい者相談支援センター	大 槻 俊 一
相談支援事業者	(特非)相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会 相談支援事業所なごみ CLUB	金 澤 幸 絵
相談支援事業者	相馬地方基幹相談支援センター拓	伏 見 香 代
行政関係者	福島県相双保健福祉事務所 保健福祉部障がい者支援チーム	東 海 林 広 尚
行政関係者	福島県相双保健福祉事務所 保健福祉部児童家庭支援チーム	菅 野 理 絵

3 計画策定の経過

年月日			内容
令和5年	7月	7日	第1回相馬市・新地町地域自立支援協議会
令和5年	8月		障がい福祉に関するアンケート実施
令和5年	8月	4日	第3回地域包括検討部会
令和5年	9月	12日	第3回権利擁護部会
令和5年	9月	13日	第6回就労支援部会
令和5年	9月	14日	第5回子ども支援部会
令和5年	10月	24日	第1回計画策定検討会
令和6年	1月	19日	第2回計画策定検討会
令和6年	2月	2日	第3回計画策定検討会(書面)
令和6年	2月	15日	相馬市・新地町地域自立支援協議会運営会議
令和6年	2月	20日	第2回相馬市・新地町地域自立支援協議会
令和6年	2月	21日	策定

**第7次 相馬市障がい者計画
第7期 相馬市障がい福祉計画
第3期 相馬市障がい児福祉計画**

令和6年3月

発行 相馬市保健福祉部社会福祉課

住所 相馬市中村字北町63番地の3

電話 0244-37-2109

ファックス 0244-37-2162

メール h-syakai@city.soma.lg.jp



表紙・裏表紙の写真は、市内障がい福祉事業所を利用されている方々の作品です

【表紙】 エ房もくもく
【裏表紙】 ゆうゆうクラブ